

今こそ、国際水準の人権保障システムを日本に！

～個人通報制度と国内人権機関の実現を目指して～

1 日本では国際人権法がほとんど活用されていない！

弁護士の皆さんは、裁判実務で、国際人権法を用いて主張を展開したことがあるでしょうか。「ない」という方は、どうして国際人権法を用いたことがないのでしょうか。

その理由は、国際人権法を用いて主張しても採用されないから、すなわち、日本の裁判では国際人権法がほとんど活用されていないからではないでしょうか。

では、なぜ日本の裁判では国際人権法が活用されていないのでしょうか。

我々は、その大きな原因の一つが、日本が個人通報制度を導入していないことにあると考えています。

諸外国では、国際人権法の中核を成す国際人権条約を批准し、そして個人通報制度を導入しています。何らかの個人通報制度を導入している国は、世界で約150か国にも及びますが、日本はまだまだ導入していません。

個人通報制度とは、国際人権条約で保障された権利を侵害された人が、国内で裁判などの救済手続を尽くしても権利が回復されない場合に、人権条約機関に直接救済の申立てができる手続のことをいいます。

個人通報制度が利用できれば、人権侵害を受けながらも日本国内の裁判などにより権利救済されなかった当事者は、その後、人権条約機関に権利救済の申立てができます。申立てを受け付けた人権条約機関は、日本国内で下された判決等が国際人権条約に則って判断されているかを精査し、日本政府に対して勧告を下すなどの判断をします。

この個人通報制度は、日本の裁判所にどのような変化をもたらすのでしょうか。

裁判官は、裁判手続の中で、国際人権条約をより意識することになります。

その結果、国際人権法に定める人権水準に配慮した判決等がなされることが期待できるのです。

2 日本には政府から独立した人権救済機関は存在しない！

日本の裁判は、原則として「法律上の争訟性」が要求されており、人権救済そのものを請求の趣旨に立てることはできません。また、日本で人権を扱う公的機関として法務省の人権擁護局がありますが、人権擁護局はあくまで法務省の内局にすぎず、政府からの独立性がありませんから、制度に対する信頼性においても、実効性においても、その人権救済活動には限界があります。

したがって、政府から独立した中立公正な国家機関を新たに設置して、人権救済活動を行うことが必要なのですが、このことは法務省自身も述べていたところです。

この点、世界に目を転じてみると、約120か国にも及び国々では、憲法又は法律などで国内人権機関が設置されています。ここにいう国内人権機関とは、当該国に居住する者であれば国籍の有無に

かかわらず、侵害された人権の回復を求めていくことのできる、政府から独立した国家機関のことをいいます。この国内人権機関の組織の在り方や権限等については、1993年の国連総会の決議で定められました(国内人権機関の地位に関するパリ原則)。

そしてこのパリ原則によって、国内人権機関には、次のような機能が認められています。まず、人権侵害を受けた被害者は、国内人権機関に対し、人権救済の申立てをして、調停、勧告等の救済措置をとってもらうことができます。また、国内人権機関には、国や地方自治体の立法・行政機関に対して、法律案や政策の提言を行う役割や、学校や企業、警察官等の法の執行に関わる分野の人に対して人権教育を行う役割があります。

このように、国内人権機関が設置されると、日本国内における人権救済の手段が大きく広がるのです。

3 国際水準の人権保障システムを日本に！

日本の人権状況は、いくつかの点において、まだまだ国際人権法の求める水準に達しているとはいえない面があると思います。それは、個人通報制度や国内人権機関が存在しないために、人権問題の解決にとっての有効打がないためです。

例えば、様々な場面で後を絶たない女性差別問題。大学医学部の入学試験において女性受験者を不当に差別する取扱いがなされていたことが判明し、社会問題化したことは記憶に新しいでしょう。

このような不当な取扱いに対しては、女性差別撤廃条約の個人通報制度が導入されていれば、同条約に違反するものとして、女性差別撤廃委員会に個人通報をすることができますし、また、国内人権機関が設置されていれば、不当な取扱いの是正を求める提言をすることが可能となります。

また、学校でのいじめ問題ではどうでしょうか。現状、重大ないじめ問題が起こると、その調査を目的に第三者委員会が設置されます。

しかし、第三者委員会は個別の事件ごとに事後的に設置されるもので、子どもの権利に関する常設の第三者機関ではありません。この点、国内人権機関が設置されれば、いじめを受けたとする被害者は、個別のいじめ問題の救済を国内人権機関に求めることができ、更なる対応強化につながるでしょう。子どもの人権の伸長、救済、侵害の予防のためにも、常設の機関は必要なのです。

このように、人権保障という点から見たとき、残念ながら、日本は国際人権法の求める水準には到達していない現状にあると言わなければなりません。私たちは、この状況を打破し、日本の人権保障システムを国際水準にしたい。その強き一念で、本シンポジウムを開催します。

本シンポジウムでは、個人通報制度や国内人権機関を身近なものに感じていただくためのアトラクションも予定しております。

是非、本シンポジウムにご参加ください！